議会同意に係る人事案件の取扱いについて

1 趣旨

人事案件に係る議会の審査の充実を図るため、団長会規約第3条 及び第6条第2項に基づくこれまでの取扱いを踏まえつつ、次のと おり人事案件の取扱いを定める。

2 所信聴取

- (1) 原則として、次に掲げる人事案件については、再任を除き、正副団長会において、執行機関の説明と併せ、執行機関の協力の下に、候補者から所信の聴取を行うものとする。
 - ア副知事
 - イ 教育委員会の教育長及び委員
 - ウ 公安委員会委員
 - 工 人事委員会委員
 - オ 監査委員(識見を有する者に限る。)
- (2) 候補者の出席に代えて、所信を記載した書面を提出することができる。

3 関係議員の出席

所信の聴取に当たっては、団長会規約第6条第4項に基づき、団 長会構成会派以外の会派からそれぞれ議員1名の出席を求めるもの とする。

【議会同意に係る人事案件の取扱いに関する確認事項】

(所信聴取)

- 1 2(1)の所信の聴取について
 - ① 直前に職員であった場合など、所信の聴取が必要ないと判断される場合には、行わないことができる。
 - ② アからオまでに掲げた委員以外の委員に対しては、原則として 所信の聴取を行わないこととする。この場合において、収用委員 会は執行機関であることから当該委員会の委員に対しては、必要 に応じて行うことができる。
 - ③ 候補者に対する質疑は差し控えるものとする。

(関係議員の出席)

- 2 3の関係議員の出席について
 - ① 団長会構成会派以外の各会派の議員は、オブザーバー出席とする。
 - ② 団長会構成会派以外の各会派の議員の出席がない場合でも、正 副団長会は開催する。

(その他)

3 その他

議会同意に係る人事案件の取扱い及び同確認事項は団長協議会に 準用するものとする。